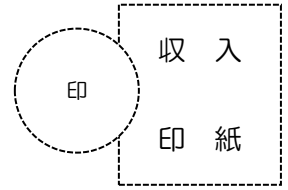


(案)



## 水のペットボトル保管等業務委託（単価契約）契約書

1 委託業務名

水のペットボトル保管等業務委託（単価契約）

2 履行場所

熊本市及び隣接市町村

3 履行期間

（自）令和2年4月1日

（至）令和3年3月31日

4 契約単価

別記1（単価表）のとおり

5 契約保証金

¥000,000－（又は免除）

上記委託業務について、（委託者）熊本市 と（受託者）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 熊本市中央区水前寺6丁目2番45号  
熊本市  
熊本市上下水道事業管理者 白石 三千治 印

受託者 住所  
氏名 印

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

2 この契約書及び仕様書に明示されていないもの、又は、交互符合しないものがあるときは、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、委託者が定めて受託者に指示するものとする。

3 受託者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に実施し、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、委託者及び受託者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、委託者及び受託者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 委託者及び受託者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(保管場所)

第3条 水のペットボトル等の保管場所は、次のとおりとする。

所在地	名称等

2 受託者は、履行期間中は、保管場所を変更することはできない。ただし、天災事変等により倉庫が使用に耐えない場合等は、委託者と協議のうえ保管場所を追加又は変更することができる。

(受託者が指定する休日)

第3条の2 受託者が指定する休日(営業しない日)は、次のとおりとする。

時期	休日とする日

2 前項の規定に関わらず、受託者は、仕様書に定める範囲内において、休日として指定する日を追加又は変更することができる。ただし、休日として指定する日の前日から起算して15日前までに委託者に文書にて通知しなければならない。

(配送不可能地域)

第3条の3 受託者は、別記2に定める地域を配送不可能地域(天災事変等の事由により配送することができない地域をいう。以下同じ。)として指定し、当該地域への配送指示を引受拒否することができる。

2 天災事変等の事由により配送不可能地域を追加又は変更する必要がある場合、受託者は、委託者と協議のうえ配送不可能地域の指定を追加又は変更することができる。

(交通困難地域)

第3条の4 受託者は、別記3に定める地域を交通困難地域(離島・山間部等にあり特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により配送が困難な地域をいう。以下同じ。)として指定する。

2 受託者が必要と認める場合、受託者は、委託者と協議のうえ交通困難地域の指定を追加又は変更することができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第4条 受託者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(連絡運輸又は利用運送)

第4条の2 受託者は、委託者の利益を害しない限り、引き受けた荷物を他の運送機関と連絡して、又は他の貨物自動車運送業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送することができる。ただし、運送上の責任は、この契約書及び仕様書に基づき受託者が負うものとする。

(一括再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務の全部又は主体部分を一括して第三者に再委託し、又は再委任してはならない。

2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。ただし、前条に規定する場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第6条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。第4条の2に規定する連絡運輸又は利用運送をする場合において委託者が運送のために使用した者、及び、前条による再委託又は再委任を受けた者についても同様とする。

(監督員)

第7条 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。

2 監督員は、この契約書及び仕様書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

(1) 業務の履行について、受託者又は次条の規定による受託者の現場責任者に対する指示、承諾又は協議

(2) この契約書及び仕様書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受託者の作成したこれらの図書の承認

(3) この契約書及び仕様書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

3 この契約書に定める書面の提出は、この契約書及び仕様書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって委託者に到達したものとみなす。

(現場責任者)

第8条 受託者は、業務の履行について管理を行う現場責任者を定め、書面により委託者に届け出なければならない。現場責任者を変更したときも同様とする。

2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、第9条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受託者の一切の権限を行使することができる。

(現場責任者等に関する措置請求)

第9条 委託者は、受託者の現場責任者、使用人若しくは作業員又は第5条第2項の規定により受託者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不相当と認められるときは、その事由を明示して受託者に対して必要な措置をとるべきことを請求する

ことができる。

2 受託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に委託者に通知しなければならない。

3 受託者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、委託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 委託者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受託者に通知しなければならない。

(履行報告)

第10条 受託者は、この契約書及び仕様書に定めるところにより、契約の履行について委託者に報告しなければならない。

(事故報告)

第10条の2 受託者は、業務に関して事故が発生したときは、直ちに委託者に対し事故の状況を報告し、事故の拡大防止に努めなければならない。

2 受託者は、事故の発生が受託者に起因する場合には、委託者に再発防止についての対応策等を報告しなければならない。

(仕様書不適合の場合の補正義務)

第11条 受託者の業務の履行がこの契約書及び仕様書に適合しない場合において、監督員がその補正を要求したときは、受託者は、これに従わなければならない。この場合において、受託者は、委託料の増額又は履行期間の延長を求めることができない。

(仕様書等の変更)

第12条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書又は業務に関する指示（以下この条において「仕様書等」という。）の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の変更、中止)

第13条 委託者は、必要があると認めるときは業務の中止内容を受託者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 委託者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務委託料の変更方法等)

第14条 第12条又は第13条の規定により、業務委託料を変更する場合又は委託者が必要な費用の負担をする場合において、その金額等については、委託者と受託者とが協議して定める。

ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

(検査)

第15条 受託者は、業務を完了したときは、業務完了日の翌日から起算して5日以内（5日目の日が土日祝日の場合は翌営業日まで）に、その旨を委託者に届出なければならない。

2 委託者は、前項の規定による届出を受けたときは、届出を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

3 受託者は、前項の検査の結果不合格となり補正を命じられたときは、直ちに修補して委託者

の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

(業務委託料の支払い)

第16条 委託料の支払は月払いとする。

- 2 受託者は、前条第2項に規定する検査合格後に、月ごとの業務成果に基づき算出した請求書を委託者に提出する。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があった場合には、その日から起算して30日以内に月ごとの委託料を受託者に支払わなければならない。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、業務委託料の支払いが遅れた場合において、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを委託者に請求することができる。

(かし担保)

第17条 委託者は、履行した業務にかしがあるときは、受託者に対して相当の期間を定めてそのかしの補修を請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。

- 2 前項の規定によるかしの補修又は損害賠償の請求は、第15条第2項に定める検査に合格した日から1年以内にこれを行わなければならない。

(損害賠償)

第18条 受託者は、自己又は運送のために使用した者が、水のペットボトル等の受取り、引渡し、保管及び運送に関し注意を怠らなかつたことを証明しない限り、水のペットボトル等の滅失、毀損、又は延着について委託者が被った損害を賠償しなければならない。ただし、天災事変その他抗拒又は回避することができない事由により生じた損害はこの限りではない。

- 2 水のペットボトルを滅失又は毀損した場合、受託者は、1箱につき2,400円（税込）を賠償しなければならない。
- 3 パレットを滅失又は毀損した場合、受託者は、1枚につき7,000円（税別）を賠償しなければならない。
- 4 延着により損害が発生した場合は、仕様書に定める式により損害額を算出する。ただし、他に損害額を算定する方法がある場合は、この限りではない。
- 5 委託者は、受託者に対して第1項に定める損害賠償を請求しようとする時は、第2項、第3項、及び第4項（ただし書きの規定により算出した場合を除く）に規定するものを除き、その損害額を証明する資料を受託者に提出するものとする。

(第三者に及ぼした損害)

第18条の2 受託者は、業務の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責めに帰すべき事由による場合のほか、その賠償の責めを負わなければならない。

- 2 受託者が、集配送を実施した物品に受託者の責に帰すべき理由により毀損等が生じ、第三者に対する損害が発生し、当該第三者から製造物責任に基づく損害賠償が委託者になされた場合、受託者は、委託者が当該請求に対応することにつき協力しなければならない。
- 3 前項の場合において、委託者が第三者に対しその損害を賠償したときは、委託者は、受託者に対し当該賠償額についての求償権を有するものとし、受託者は、委託者の請求に基づき当該賠償額相当金額を委託者に支払うものとする。ただし、当該第三者の損害が、物品の仕様書上

の欠陥又は警告・表示上の欠陥に起因するものであることが明らかであるときは、この限りではない。

(委託者の解除権)

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、履行期間内又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないことが明らかに認められるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 第22条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除されたときは、4「契約単価」に示す区分ごとの契約金額に仕様書で定める当該区分ごとの令和2年度における予定数量を乗じて得た額の合計額の100分の10に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団の排除等に関する解除措置)

第19条の2 委託者は、前条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人(商法(明治32年法律第48号)第20条の支配人をいう。)をいう。以下この号及び次条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等の行為をしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 受託者が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合((6)に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。  
(談合行為等に対する解除措置)

第20条 委託者は、第19条第1項に定めるもののほか、この契約に関して、次の各号のいす

れかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、かつ、同条第6項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (2) 受託者が、独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において準用する場合を含む。）の規定により課徴金の納付を命じられ、かつ、独占禁止法第50条第4項に規定する期間内に同項の審判手続の開始を請求しなかったとき。
- (3) 受託者が、独占禁止法第66条第1項の規定による却下の審決、同条第2項の規定による棄却の審決又は同条第3項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決（当該請負契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。）を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
- (4) 受託者が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 受託者又はその役員等若しくはその使用人その他の従事者について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条（第3号を除く。）若しくは第95条第1項第1号の刑が確定したとき。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。

（その他の解除権）

第21条 委託者は、業務が完了するまでの間は、第19条第1項、第19条の2第1項、及び前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 委託者は、前項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第22条 受託者は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、この契約を解除することができる。

(1) 第13条の規定により業務の履行の中止期間が履行期間の10分の5を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の委託が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害を委託者に請求することができる。

3 受託者は、第1項に定めるもののほか、天災事変その他避けることのできない特別の事由により契約の履行が不能となったときは、契約の解除、仕様書等の変更（第12条）、若しくは、履行の一時中止（第13条）を委託者に請求することができる。

（解除の効果）

第23条 この契約が解除された場合には、第1条第3項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分について、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する

業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、仕様書の規定に基づき委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議の開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（紛争の解決）

第24条 この契約書及び仕様書に定める事項について委託者と受託者の間に紛争が生じたときは、委託者と受託者の協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

2 前項の紛争解決のために要する費用は、委託者と受託者とが双方平等に負担するものとする。

（専属的合意管轄裁判所）

第24条の2 この契約書及び仕様書に関して裁判上の紛争が生じた場合は、熊本簡易裁判所又は熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（補則）

第25条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者とが協議して定める。



別記1 (単価表)

業務名	区分	1回の 配送量	単位	単価(円)	摘要
保管業務	倉庫料		月		
	入庫料		箱		
	出庫料		箱		
	営業時間外対応料		回		入庫量・出庫量を除く
配送業務 (1箱あたり配送料)	熊本県内		箱		
			箱		
			箱		
	九州・中国		箱		
			箱		
	四国・近畿		箱		
			箱		
	北陸・東海		箱		
			箱		
	沖縄		箱		
			箱		
	関東・信越		箱		
			箱		
	東北		箱		
		箱			
北海道		箱			
		箱			
パレット配送	熊本市内及び隣接市町村		枚		

※消費税及び地方消費税を含む。

※各区分の単価に数量を乗じて得た額の合計額を委託料とする。なお、合計額に1円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。

別記2 (配送不可能地域)

都道府県名	市区名又は郡名	町村名	字名

別記3 (交通困難地域)

都道府県名	市区名又は郡名	町村名	字名